

令和7年度 監査指導の実施について

1 対象施設及び監査指導実施数

① 児童福祉法に基づく施設監査

施設数	実施数
4	4

※本市が認可した私立小規模保育事業所を対象とした児童福祉法に基づく施設監査

② 子ども・子育て支援法に基づく確認指導監査

施設数	実施数
22	9

※本市が認可した私立小規模保育事業所及び兵庫県が認可し本市が確認した私立認可保育所、私立認定こども園等を対象とした子ども・子育て支援法に基づく確認監査

2 主な指摘事項

① 運営関係

- ・ 芦屋市条例に定める必要な保育士数を配置すること。
- ・ 重要事項説明書の記載内容は、実態に合わせて記載を改めること。
- ・ ホームページに最新の重要事項説明書を掲載すること。
- ・ 連携協力を行う保育所を確保している場合は、連携協定書の保管を適切に行うこと。
- ・ 食物アレルギーへの対応について、人的エラーが発生する可能性がある場面を明らかにし、人的エラーを減らす方法や気づく方法等を明確化した食物アレルギー対応のマニュアルを作成すること。
- ・ 重要事項説明書、運営規程、契約書、入園案内等の記載内容に相違があったため、内容の見直しや点検を適宜実施すること。
- ・ 処遇改善加算の申請にあたっては、賃金改善の具体的な内容について職員へ周知し、周知した内容については記録に残すこと。
- ・ 小学校や他の特定教育・保育施設等に対して園児の個人情報を提供する場合は、予め保護者から文書で同意を得ること。
- ・ 一部の職員の労働条件通知書が園で保管されていなかった。労働条件通知書等の書類については、園においても保管しておくことが望ましい。
- ・ 定期的に外部の者による評価を受けるよう努めること。

- ・ 事故対応のマニュアルについては、内容を改定した時等、定期的に職員へ周知し、事故対応や事故予防の内容について改めて確認することが望ましい。
- ・ 重要事項説明書及び利用契約書に記載されている延長保育利用料金について、料金体系が分かるように記載すること。

② 保育関係

- ・ 午睡確認について、担当者交替時に、通常より確認の間隔が長くなっていることがあった。交替時の引継ぎを確実にし、子どもの呼吸・体位・睡眠状態を定期的に確認することで、異常の早期発見と重大事故の予防を行うこと。

③ 会計関係

- ・ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。
- ・ 法人経理規程に定める会計手続を適切に実施すること。